

公表第14号

地方自治法第199条第2項及び第4項に基づく財務監査及び事務監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和2年10月28日

久留米市監査委員	権 藤 満
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	甲斐田 義 弘
久留米市監査委員	塚 本 弘 道

財務監査及び事務監査報告

第1 監査の対象、期間及び指摘事項等件数

対象 部局等	対象課等の内訳	監査実施期間	意見 件数
総合政策部	総合政策課、創生戦略推進室、財政課、広報戦略課、移住定住促進センター、東京事務所	令和2年4月6日 ～令和2年7月31日	1
総務部	総務課、情報政策課、人事厚生課、行財政改革推進課、財産管理課、契約課、工事検査課、防災対策課	令和2年4月17日 ～令和2年7月31日	1
協働推進部	協働推進課、地域コミュニティ課、安全安心推進課、広聴・相談課、消費生活センター、人権・同和対策課、人権啓発センター、隣保館、男女平等政策課、男女平等推進センター	令和2年4月17日 ～令和2年7月31日	0

第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、主に令和元年度における財務に関する事務の執行状況及び公有財産の管理状況並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

また、現金等取扱、旅費、賃金、報償費関係、補助金、貸付金、財産及び物品管理、契約、附属機関等、休暇等に係る事務等を重点監査項目として実施するとともに、公正で能率的な行政執行の確保が社会的に求められる中、行政の組織、機能、事務処理の方法及び方法その他の行政運営全般についても、その経済性、効率性及び有効性の観点から監査対象として位置付けた。

第3 監査の結果

監査対象の事務については、おおむね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり検討又は是正等を要する指摘事項が認められたので、必要な措置等を講ずるとともに、職員の指導監督にも努められたい。

監査の結果に基づき、組織及び運営の合理化等の観点から意見を付した事項についても、対応されるよう望む。

【総合政策部】

意見

《事務監査》

本市の財政状況は、社会保障費の増加や豪雨災害の影響などにより悪化の傾向にある。令和元年度には財政調整基金 20 億円取り崩して歳入に繰り入れている。財政調整基金の取崩しは平成 20 年度以来である。一般会計に係る基金の総額は、平成 25 年度の約 280 億円から約 165 億円へと大きく減少している。

新型コロナウイルス感染症の影響はリーマンショックを超えると言われており、令和 3 年度以降の税収の大幅な減少や扶助費等の伸びが見込まれている。

今後、財政運営が非常に厳しくなることが予測され、予算編成に当たっては個々の事業の必要性や効果について徹底的な検証を行い、各部局と協議しながら必要に応じ事業の取捨選択を行うなどの対応を求めるものである。

【総務部】

意見

《事務監査》

本市は 3 年連続で「大雨特別警報」が発令されるなど、大規模災害のリスクが高まっている。令和元年度の意見では、災害対応の実効性を高めるため、「業務継続計画」や、他の地方公共団体や企業、ボランティアなど外部の応援を受け入れる「受援計画」、各対策部における行動マニュアル等の整備や見直しを求めた。「受援計画」は未策定である。令和 2 年 7 月豪雨では体制の整備が整わず、円滑な外部への応援要請や受入れができたとは言い難い。

大規模災害により、行政機能が低下する中であっても、被災者支援等の業務を遂行する必要がある、他の地方公共団体や企業、ボランティアなど外部の応援を最大限活用することが求められる。早急に「地域防災計画」等との整合性を図り「受援計画」を策定すること。平成 31 年 4 月に災害対策本部を総務部へ移管した強みを生かし、周知徹底を図り運用に努められたい。